

平成18年度 当初予算編成方針

1 本市の財政事情等

わが国の経済は、企業業績の好転を反映し、緩やかに回復している。先行きについては、原油価格の動向等に注視する必要があるが、回復傾向は続くものと見込まれている。

しかし、本市においては、未だ景気回復の傾向は認められず、土地の下落にも歯止めがかかっていない。また少子高齢化が一層進み、既に人口減少時代に突入している。

本市の財政は、市税収入の長期下落や三位一体改革の影響により一般財源の総額が、平成13年度をピークに大幅に落ち込んでいる。

一方、過去におこなった投資や震災等に伴う多額の市債発行、少子高齢化による社会構造の変化等の結果、公債費や社会保障関係費が増大し財政構造が硬直している。

更に、中期財政見通しで示したとおり、しばらくの間、市税収入の大幅な回復が見込めない中、国の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」では、地方歳出全般の徹底した見直しにより地方財政計画の歳出規模を圧縮し、地方交付税総額を抑制するとしており、平成19年度以降、三位一体改革の第2ステージの内容次第では予断を許さない状況にある。

2 予算編成の基本的な考え方

苦しい財政状況の中、単独市政存続を選択した本市は、他自治体に先駆け平成15年度から本格的な行財政改革を断行し、一定の成果が得られている。

しかしながら、市長公約である「自立可能な財政基盤の確立」を実現するには、今後しばらくの間、引き続き、投資的経費の抑制による公債費の引き下げを軸に、歳出抑制のため徹底した事務経費等の抑制、事業執行経費の効率化等を行っていく必要がある。

具体的には、事業目的・効果の再確認等、歳出においては厳しい施策の選択が必要となるが、一方、市民生活に必須である社会資本の整備や補修、時代背景に即した行政需要には的確に答えなければならず、中長期的視野に立った準備が必要である。

平成18年度当初予算は、各部への枠配分方式を継続し、引き続きプライマリーバランスの黒字化による「財政基盤強化型の予算」をめざすが、「市民と共に築く風格のあるまち」のビジョン実現に向けた事業及びその準備等には、重点的に財源配分をする。

3 基本方針

自立可能な財政基盤の確立

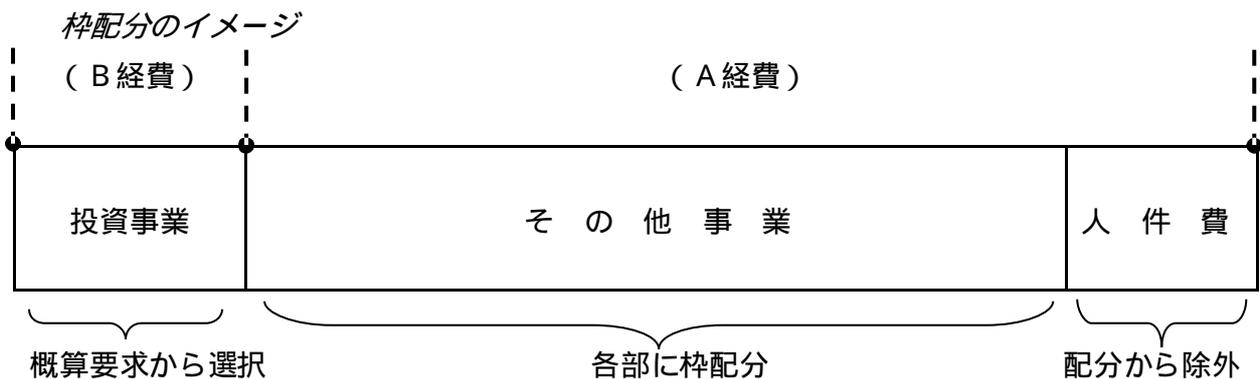
中期的視野に立ち、自立可能な財政構造の確立に向け、プライマリーバランスの黒字化(将来公債費の圧縮)、基金繰入の最大限の抑制(基金残高の維持)を目標に予算編成を行うこととする。

中期見通しを基本とした枠配分方式による予算編成

中期的な財政見通しを基本とし、平成 18 年度に確保できる一般財源の総額を見通した上で、人件費控除後の額を各部に割り当てる枠配分方式を実施することとする。

全体事業を投資事業（B 経費）とその他事業（A 経費）に二分し、A 経費から人件費相当額を除外した額を各部の一般財源として配分する方式とする(市長指示による政策的経費も含む)。

B 経費については、先に行った概算要求のうち投資的事業をベースに事業の選択することとする。



各部が主体性と責任を持つ庁内分権型の予算編成

ア 枠配分方式による予算編成の長所として、

厳しい中期財政見通しを踏まえ、総額抑制に効果的
施策内容、市民ニーズを最も理解している各部が、ゼロベースから主体的に事業見直し等を行える。

配分枠は一般財源ベースで行うため、各部の特定財源の確保を促せる。

予算編成作業全体の効率化

部内で横断的な協議を行う中で、縦割り行政の弊害を除去

等が挙げられ、本市では平成 15 年度予算編成からこの手法を取り入れたが、今や「積上げ方式」から「枠配分方式」への移行が全国的な流れとなっている。

イ 枠配分方式が成果を上げるため最も重要なことは、各部内で行われる調整であることは言うまでもない。各部においては、十分な議論を行い、市民目線で最善の調整が行われるよう努められたい。

当初予算要求に際し、部内調整の強化

部内での連携・情報交換を密にさせていただき、部内調整を強化していただきたい。

例)

- ア 各部予算編成会議（直ちに：部内の取りまとめ課、部内提出期限の決定など）
- イ 各課予算要求書の提出（11/21頃：部内取りまとめ課へ）
- ウ 部内調整（11/25頃：部内の取りまとめ担当課が部内各課予算を調整）
- エ 部長最終調整（11/28頃：枠外優先順位の決定など）
- オ 財政課提出（11/30：部単位で要求書を提出）

取りまとめ担当課長が、部内各課に各課の特殊事情等を勘案した上で要求額の努力目標などをあらかじめ設定すると各課のとりまとめも行きやすい。

各部要求は市全体で最終調整

要求枠内に収められた各部の要求は、尊重されるものの以下の理由等から、最終調整を行う旨ご理解いただきたい。

- ア 各部の要求は、最終的には市全体を見渡し、市長が最終調整(施策の優先順位等により各部間・枠内外事業の入替え、各部間の均衡性を考慮する等)を行う。
- イ 後日示される三位一体改革の税源移譲積み残し分の影響等により、各部に配分した一般財源総額の見込みに大きく変更があった場合、それを埋めるため調整を行う。

こうしたことから、本年度も最終調整域が拡大することも予測されるが、限られた時間内で弾力的な対応が求められる。要求枠に収まらなかった事業については、部内で優先順位をつけた枠外事業一覧表を提出することとし、これに予算要求書を添付することとする。

三位一体改革等への対応

三位一体改革の内容の具体化に伴い、要求書提出後、国庫補助負担金の廃止・縮減等、大幅な制度改正が予想される。このことについて、県等から各主管課に制度改正等の通知があれば、随時、財政課に連絡し必要な調整を図ること。

また、人件費の取扱いについては、各課は総務課指示額を要求書に計上し、その後労使合意により、人件費額に変更があった場合は財政課が調整することとする。

予算編成過程の公開

予算編成方針をはじめ、予算編成過程における情報をホームページで公開することとする。

4 予算要求基準

歳入

市税	税制改正の内容、経済動向、課税客体等を的確に把握し、予算割れすることがないように、确实と見込まれる収入を見積もること。
国県支出金	三位一体改革等、国県の予算編成の動向を注視し、十分精査の上、適切な導入に努めること。
使用料及び手数料	受益者負担の原則により、他市や近隣市町村の状況を把握の上、均衡を失するものは負担の適正化を図ること。
財産収入	現況を把握し、処分可能なものについては、適切な処分に努めること。
市債	概算要求事業以外は原則認めない。市債を計上する課は、充当率等、必ず財政課に確認・協議すること。

歳出

人件費	給料、職員手当、共済費については、別途総務課提示額を計上すること。 事業課は、極力事業費支弁人件費を確保すること。 嘱託職員（共済費）については、総務課提示額とする。
物件費	委託料については、積極的に民間委託を進めるものであるが、委託理由(直営不可業務・委託が直営よりも安価となる等)を確認すること。 食糧費は原則認めない。 印刷製本費は自作を原則とし、自作不可能なものについてのみ計上する。 旅費(県内)は原則公用車使用とする。 臨時職員は、補助事業の対象となるものについては、事前に総務課と協議すること。
補助費等	行政改革大綱に従い引き続き見直しを行う。西部広域負担金については、別途指示額とする。
投資事業費	概算要求事業を再検討し、緊急性、必要性、投資効果や将来の財政負担を十分に考慮して要求すること。
維持補修費	現地調査を行い、緊急度を考慮して要求すること。